

令和7年度教師の学び支援塾事業 実施要項

教育みらい室

1 趣 旨

教科指導、生徒指導、進路指導、部活動等学校教育における指導上のノウハウについて、教員のニーズに応じた自主的な研修を支援し、若手教員への指導技術、教育理念の伝承を推進する。

2 主 催

富山県教育委員会

3 内 容

(1) 若手教員教師塾

勤務時間内に行う若手教員が経験豊富な熟達教員等に学ぶ研修

ア 支援の内容 教材作成のための需用費

イ 研修場所 研修希望者または指導教員等の所属校

ウ 研修対象者 本県公立学校の教員等

(2) 提案型研修講座

勤務時間外に行う退職教員や大学教授、授業力向上アドバイザー等に学ぶ研修

ア 支援の内容 講師の旅費・報償費

イ 研修場所 研修希望者の所属校 他

ウ 研修対象者 本県公立学校の教員等（国私立学校の教員の受講も可）

(3) 他校参加型授業研究

A 学校訪問を活用した授業研究

学校訪問時に公開される授業や授業力向上アドバイザーによる公開授業を他校の教員が参観する研修

ア 支援の内容 講師の旅費・報償費

イ 研修場所 各学校

ウ 研修対象者 本県公立学校の教員等

B 校（園）内研修支援

退職教員や大学教授、授業力向上アドバイザー等に学ぶ校内研修

ア 支援の内容 講師の旅費・報償費

イ 研修場所 各学校（園）

ウ 研修対象者 本県公立学校（園）の教員等

4 その他

(1) 研修期間及び研修場所は、企画者が決定するものとする。

(2) 詳細は、事業内容別に定めた実施要領による。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。